



広報 ひこね

2006 11/1



楽々園（楽々園は、現在、復元修理工事中です。）
（「彦根城再発見 400年目の出会い」は20ページに掲載しています）

特集 駐輪、駐車は、人にやさしく

13	こうなっています 彦根市職員の給与、人数など 第2回	14	はーとふるメッセージ2005 特選作品紹介 第7回
14	募集 「上・下水道使用水量の お知らせ」への広告	15	国宝・彦根城築城400年祭 協賛事業(支援事業)紹介
14	募集 市営稲枝駅前駐車場の 指定管理者	16	新成人のつどい

- 1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
- 2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
- 3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
- 4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
- 5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

駐輪、駐車は、人にやさしく



彦根駅前の歩道に止められた自転車

上の写真は、彦根駅周辺の歩道の風景です。多くの自転車が歩道に止められ、点字ブロックの上にも止められている自転車もあります。

これらの自転車は、歩道を歩く人の迷惑になるだけでなく、車いすの利用者や、ベビーカーにとては進行をささげる障害になります。また、点字ブロックを頼りに歩く視覚障害者のなかには、自転車の気づかずぶつか、てけがをする人もいます。

だれもが、安全で快適に暮らすことができる社会を作るためには、高齢者や障害者、妊婦など、ハンデキのある人に配慮した環境を作ることが大切です。しかし、こうした環境作りは、施設整備など、下面を整えるだけではできません。自転車は駐輪場に止める、車いすマクのあるスベ、スには駐車しない、といった、私たち一人ひとりの行動も欠かすことはできません。

今回は、主に障害のある人の視点から、自転車の駐輪と、車いすマクのついた駐車スベ、スの利用について考えます。

問い合わせ先 困障害福祉課 271-9981番、FAX 2611767番、困交通対策室 3016134番、FAX 2415211番

歩道での駐輪は迷惑です

歩道をふさぐ自転車

多くの人が使っている自転車は、短い距離の移動には、大変便利な乗り物です。しかし、歩道に止められると、自転車は歩行者の通行を妨げる障害物になってしまいます。

歩道には、視覚障害のある人が、歩くときに必要な点字ブロックが埋められているものがあります。しかし、彦根駅や、南彦根駅の周辺では、点字ブロックの上に自転車が止めら

れ、視覚障害のある人がスムーズに歩けなかったり、自転車にぶつかってけがをしたりすることが起きています。

また、歩道に止められた自転車は、車いすを利用して人の動きも制限します。車いすの幅は、人が歩くよりも広いスペースを必要とします。歩道に多くの自転車が止められると、車いす利用者は、歩道を通れなくなることもあります。

撤去しても、なくならない

彦根市では、彦根駅周辺などを放置自転車禁止区域に指定し、定期的に放置自転車を撤去しています。

上のグラフは、過去5年間の自転車撤去台数の推移です。定期的に撤去を行うことによって、放置自転車は徐々に減ってきました。しかし、一回あたりの撤去台数は、あまり変化はありません。また、彦根駅前では、平成16年度から、警察や地域の方の協力によって、放置自転車の減少に一定の効果が見られました。

しかし、どの場所も、撤去してしばらくすると、再び放置自転車が増え始めます。平成17年度は、彦根・南彦根・河瀬駅前の放置自転車禁止区域で、834台の自転車を撤去しました。

点字ブロックは私たちの道です

滋賀県視覚障害者福祉協会

河合進一さん(彦富町)



私たち視覚障害者は、歩くときに点字ブロックを頼りにします。このため点字ブロックがふさがれてしまうと怖いことが幾つかあります。

一つは、点字ブロックの上にある障害物です。特に、彦根駅や南彦根駅の駅前には、歩道に自転車が止まっていることが多く困っています。点字ブロックの上に障害物があると、私たちは確実にぶつかります。ときには、障害物とともに転倒し、けがをすることもあります。

このため、彦根駅や南彦根駅の駅前には歩くときは、点字ブロックの上を歩くことをあきらめざるを得ません。その場合は、歩道の端を歩きますが、歩道から車道へ足を踏み外し、怪我をすることがたびたび起きます。しかも、転倒すると方向が分からなくなり、進むべき道もわからなくなってしまうのです。

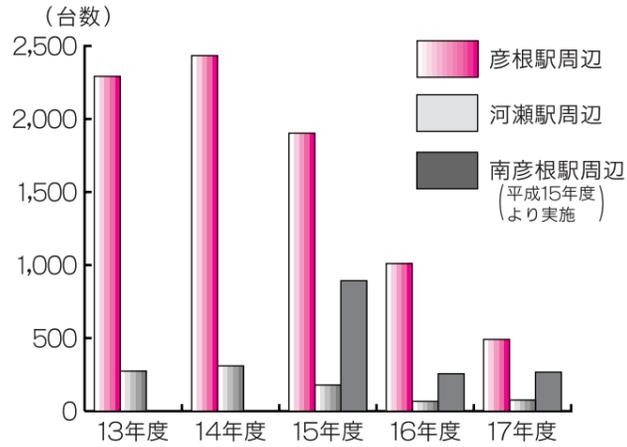
二つ目は、点字ブロックの周辺に置かれている看板や、駐車されている自動車などです。

「点字ブロックの上でなければ大丈夫」と思われるかもしれませんが、障害物が点字ブロックのすぐ横にあれば、白杖や、体や荷物がぶつかってしまいます。目が見える人にとっては、簡単なことですが、私たちが、簡単にやれることができるのでは深刻な問題です。

点字ブロックは、私たちにあって、行き先を示す道です。目が見える人も、歩道や車道がふさがれると、先に進めないのと同じように、点字ブロックの上には障害物があると、私たちは先に進めません。そればかりか、怪我をさせていただきます。

自転車を止めるときは、点字ブロックの周辺をさけていただくようにお願いします。

放置自転車禁止区域の自転車撤去台数の推移



車いす駐車場は空けてください

車いすマークのある 駐車場を知っていますか

私たちの社会において、自動車は大変便利な移動手段です。障害がある人にとっても、自動車は、自由に行動し、社会活動に参加するための重要な移動手段のひとつです。このため、障害がある人などが利用できる駐車スペースを設置することは、だれもが住みよいまちづくりにとっても大切です。



自動車に乗車する車いす利用者

滋賀県では、平成6年に「だれもが住みよくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を制定し、多数の人が利用する建築物などのうち、特に公共性の高い施設や、障害のある人などが日常的に利用する施設を特定施設と指定しました。指定された施設は、ハンディキャップのある人が円滑に利用できるように、施設に一定の整備を義務づけられています。

そのひとつが、車いすマークがついた駐車場です。条例では、施設の総駐車台数に応じて、設置すべき車いす駐車場の数を定めています。

車いす駐車場が広いわけ

車いす駐車場を見たことがある人のなかには、気づいた人もいると思いますが、車いす駐車場は、普通の

駐車場に比べて、1台分のスペースがかなり大きくなっています。これは、車いすを使っている人は、自動車の乗り降りの際に、大きなスペースを必要とするからです。車いすから自動車へ乗り降りするためには、車いすの幅の分だけ自動車のドアを開かなければなりません。このときドアはほとんど全開に近い状態となります(右写真)。このため、車いすを利用者も安心して使えることも目的に設置された車いす駐車場は大きなスペースが確保されているのです。

現在、車いす駐車場は、多くの店舗や施設に設置されています。しか

空けてください 車いす駐車場

中川重男さん(稲枝町)



最近では、車いす駐車場も増え、車いすを利用する人も、以前と比べると外出しやすくなりました。しかし、外出しても、車いす駐車場が空いていないことが多くて困ることがあります。

私が、車いす駐車場を必要とするのには、主に2つの理由があります。ひとつは、車いす駐車場は建物の入り口に近いところにあるからです。駐車場や道路は見た目には平らでも、小さな凹凸や坂道があります。車いす体験の経験がある人ならご存じだと思いますが、このような路面を車いすで移動することは大変です。その距離が長ければなおさらです。

二つめの理由は、車いす駐車場は普通の駐車場に比べて幅が広いからです。車いすから自動車に乗り移るときには、車いすの出し入れのため、運転席側に広いスペースが必要で、普通の駐車スペースではとてもできません。

それでも、車いす駐車場が空いていない場合は、降りることができるスペースを探して自動車を止めます。しかし、雨が降っていると、駐車場から建物まで移動する間に濡れてしまいます。病院などは、車いす駐車場が空いてなくて、濡れることになって、行かなくてはなりません。

そんなときに、車いす駐車場が空いていると、利用者としてはとてもうれしく思います。みなさんも、空いている車いす駐車場を見つけたら、ぜひ、次に来る車いす利用者のために、空けておいてください。

車いす駐車場の意味を理解し、スペースの確保にご協力をお願いいたします。

だれもが住みよいまちになろう

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障害のある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが、本来の望ましい姿であるという考えです。これには、ノーマライゼーションの実現に向けた運動や施策なども含まれます。この考えの実現には、一人ひとりの理解と協力が必要になります。

本当に必要な人のために

車いす駐車場は、建物などから近



放置自転車を撤去した後の歩道(2ページの写真と同じ場所です)

い場所にあるため、空いていれば、つい駐車してしまつ人もいるかもしれませんが、しかし、車いす駐車場は、車いすを使用している人や、歩行移動が困難な人などのための駐車スペースです。車いす駐車場が空いていなければ、離れた駐車場を利用しなくてはなりません。4ページの中川さんの言葉にもあるように、もし天気が悪ければ、駐車場から建物まで雨のなかを濡れながら移動することになります。

点字ブロックについても同じことが言えます。歩道は、視覚障害のある人や、車いすを使用している人、杖を使っている人、そしてベビーカーを使用している人など、さまざまな人が歩きます。自転車を歩道に駐輪すると、歩道を歩くすべての人の通行に影響します。

だれもがすみよいまちを作るためには、障害者駐車場や点字ブロックなどを整備整備するだけでは、じゅうぶんとは言えません。「車いす駐車場には車を止めない」「自転車を歩道に止めない」といった、私たち一人ひとりの配慮と行動が、彦根市が、だれもが住みよいまちになるための大きな力となるのです。

市内の事業所の取組を紹介します

安心して買い物をしていただくために

株式会社 平和堂 人権啓発課 課長 藤谷止也さん

私たちの店舗には、障害のある方や高齢の方など、様々なお客様が来店されます。このような中、私たちは、一人ひとりのお客様に合わせたサービスを提供することが大切だと考えています。

実際の業務では、例えば、車いす駐車場に対する理解を深めるための社内研修を実施したり、社内報で全社員に対する啓発をしたりしています。また、お客様への啓発として、

昨年12月に行われた
車いすマナーアップキャンペーン



来店される全てのお客様に理解していただけるよう、今後もこのような取り組みを続けていく予定です。



施設だより

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
11月の休館日：6月・13月・20月・27月

4日(土) 19:00～
スカイウォッチャー演奏会
— 今も昔も月見て思ふ —
☆天体観望と音楽を楽しむロマンチックコンサート!!
【自由】 シングル券200円 ペア券300円
【好評発売中・当日券あります】

10日(日) 18:30～
美輪明宏 音楽会
＜愛＞ ～L'AMOUR 2006
【指定】 6,300円 【好評発売中・残席わずか】

18日(土) 19:00～
宝くじコンサート
「大阪シンフォニカー交響楽団演奏会」
☆指揮：金 聖響(写真)
☆ギター：渡辺香津美
【指定】 大人3,000円
高校生以下2,000円
(当日、各席500円増)
【好評発売中】



23日(木・祝) 18:30～
劇団四季 ミュージカル「異国の丘」
【指定】 S席8,400円 A席6,300円 B席5,250円
【好評発売中 残席わずか】

17日(日) 14:00～
第9回 ひこね市民手づくり第九演奏会
指揮：藏野雅彦
【自由】 前売1,500円(当日500円増)
【好評発売中】

28日(日) 13:00～/16:00～(2回公演)
〈こどもちゃれんじ〉ファミリーシアター
しまじろう ふしぎなものの ものがたり
【指定】 1,500円

電話予約 11月12日(日) 9:00～19:00
※12日の電話予約で残席がある場合のみ、11月14日(火) 9:00から窓口販売をします
※3歳以上は有料
(3歳未満でもお席が必要な場合は有料)

みずほ文化センター

9日(土) 14:30～
バンブーオーケストラ コンサート
☆出演：バンブーオーケストラ・ジャパン
☆地元特別出演：いなえ少年少女合唱団
【自由】 2,000円(当日500円増)
【好評発売中】

マーク：託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。
マーク：公演終了後、彦根駅行き・南彦根駅行きの臨時バスの便があります。

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200

彦根城博物館 ☎22-6100 FAX 22-6520
なお、11月28日(火)～11月30日(木)は展示替えのため、展示室を一部閉室しています。

開館時間 8:30～17:00(入館は16:30まで)

～11月28日(火) **国宝・彦根築城400年祭 プレ企画**
「元禄の大老 井伊直興」
將軍徳川綱吉のもと、幕府大老を勤めた彦根藩4代藩主井伊直興。彼の時代、藩政が充実し、大名文化が彦根の地に花開きました。直興ゆかりの品や、肉声を伝える古文書を通して、その生涯と人物像に迫ります。
▲井伊直興画像(仙琳寺蔵)



12月1日(金)～22日(金)
「日本の楽器・笛 —井伊家伝来雅楽器から—」
井伊直亮収集の雅楽器のうちから、竜笛、狛笛、神楽笛を紹介。豪華な箱や袋なども見どころ。
▶竜笛 龍福原



ギャラリートーク
「日本の楽器・笛—井伊家伝来雅楽器から—」
12月2日(土) 14:00～15:00
解説：本館学芸員 齋藤 望(さいとうのぞみ)
※事前申し込み不要。当日館内講堂にお集まりください。
観覧料が必要です

～11月27日(月) **笙 銘元永丸 慶俊作**
平安時代の名工慶俊が作った古作。



～11月28日(火) **瀬戸榻袖四耳壺**
黒釉の刷毛目が豪快な桃山時代瀬戸窯の茶。

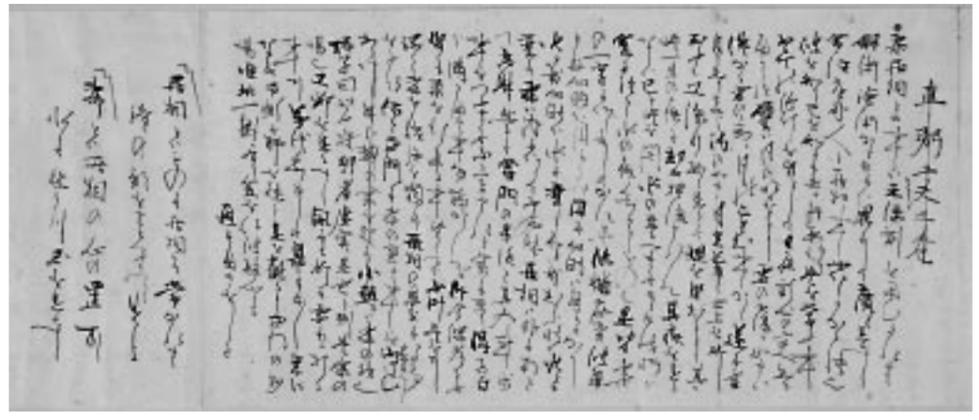
開講中！ 博物館講座

講座「大名カルチャー学」
現在開講中の講座「大名カルチャー学」。本館収蔵資料から大名の日常をひもといていきます。最終回は次のテーマで開催します。
第5講 「使い分け—教にみるフォーマルとスライベート—」
学芸員 坪内広子
日時：11月11日(土) 14:00～15:30
会場：彦根城博物館講堂 資料代：100円
※事前申込はいりません。当日博物館の講堂にお越しください。

市民体育センター ☎23-2293 FAX 23-2294
11月の休館日：6月・7月・14月・21月・24月・28月

19日(日) **フレッシュ スポーツデー**
ウォーキングの部 ※雨天中止
☆時間：9:30～11:30
☆コース：佐和山周辺(清涼寺前駐車場に集合)
☆申込方法：前日までに、電話で市民体育センターへ
☆参加費：小学生以上 1人200円
※歩きやすい服装と靴で、水分補給用の飲み物を持参のうえ、ご参加ください。

ニュースポーツの部
☆時間：14:00～16:00
☆場所：県立彦根総合運動場多目的広場(市民体育センター前)
☆予定種目：グラウンド・ゴルフ、バタンク など
☆参加費：小学生以上 1人200円
※運動のできる服装でご参加ください。
(雨天の場合は屋内スポーツに変更します。)
(体育館シューズをご持参ください。)



「神心流居相表之巻」(重要文化財彦根藩井伊家文書)

天保5年(1834)9月6日、井伊直弼は、彦根藩の居合師範であった河西精八郎にあって一通の手紙をしたためました。当時、直弼は20歳藩主の14男として生まれ、いまだ部屋住みの身でしたが、他大名家への養子候補として弟直恭とともに江戸に在り、自らの将来に明るい見通しをもち、希望に胸をふくらませていました。
直弼は、18歳の頃より河西につき、彦根藩の流儀であった新心流の居合術を習いました。手紙では、新心流の新たな流派を立てるようにとの河西からの勧めに心じ、流派創設の作業に取り掛かったことを伝えています。新流派の名前を「新心新流」とすることや、その居合術の特徴など、新流派の構想を述べ、河西にアドバイスを求めています。
それから1年経った天保6年10月、直弼は、新流派の内容を「神心流居相表之巻」という一巻にまとめ

ました(写真)。この時点では、流派名を「新心新流」から、「神心流」に改めています。
この巻物では、神心流の免許の内容と順番が定められていますが、直弼は、巻物の内に特に「直弼工夫の巻」という項目をもち、直弼独自の考えを述べています。
そもそも、居合とは、正座の状態から片膝を立て素早く刀を抜き、敵を切り倒す武術ですが、直弼の場合、より広い意味でとらえ直し、「居相(直弼は「合」ではなく「相」の字を用いました)」とは、日常で人と居あう態度、つまり武士の心と身体のあるり方として考えています。新心流で、居合の心の部分が軽視されていることに不満を持ち、神心流では「柔居相」の大切さを強調しました。
直弼によれば、「柔」とは、居合の時の心の保ちようで、相手をよく知り、臨機応変にシなやかに対処することをいいます。また、直弼は次のようにも述べられます。「柳を見るべし。風にも折れず、雪

にも折れる事もなく、万代朽ちずして翠ますます栄をなす。予、軒に柳を植えてこれを観るに、当門の妙場(居合の理想の境地のこと)ただこの一樹にあり。柳に「柔」の心の理想の姿を見ているのです。
実は、河西への手紙から神心流の一巻がなるまでの一年の間に、直弼はとても大きな挫折を経験していました。弟の直恭の方が延岡藩内藤家の養子に決まり、取り残された直弼は仕方なく彦根に戻ったのです。失意の日々があり、一時は体調をくずし、新流派創設の作業もはかどらなかつたようです。
柳にあらわされる「柔」の心には、思うにまかせない現実と直面し、挫折した直弼の経験が反映されています。そこには自らの境遇を受け入れ、強しなやかに世の中を生きぬこうという直弼の意志をみることができます。
(彦根城博物館学芸員 渡辺恒一)

ときの手箱

博物館からのメッセージ



柔の心 井伊直弼筆・神心流居相表之巻

彦根市国民保護計画(案)にご意見を

市総務課

彦根市では、万が一、大規模テロや武力攻撃災害が発生した場合に、市民の皆さんが安全に避難し、必要な救援を受けることができるよう、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」の規定に基づき、「彦根市国民保護計画」の策定を進めています。この計画をよりよいものとするため、彦根市国民保護協議会で審議された計画(案)を公開し、市民の皆さんからの意見を募集します。一人でも多くの方のご意見をお待ちしています。

計画(案)の閲覧場所 計画(案)は、**市総務課 情報公開コーナー**(市役所1階)支所、各出張所のほか、彦根市ホームページでもご覧いただけます。

意見の募集期間 11月1日～14日

意見を提出できる人 市内に在住、在学、在勤の人、または、市内に事務所、事業所がある、個人、法人などの団体

意見の提出方法 各閲覧場所にある所定の様式に、意見を記入して、備え付けの意見箱に入れていただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。(様式は彦根市ホームページから)

モダウンロードできます)
その他 電話での受付はいたしません。また、個々のご意見への回答はいたしませんのでご了承ください。

提出・問い合わせ先 市総務課
(〒522-8501 元町4-1)
3016100番 FAX22113
98番 Eメール:sounu
@mcity.hikone.shiga.jp

精神障害者保健福祉手帳の申請が変わります

市障害福祉課

制度改正により、精神障害者保健福祉手帳に写真が貼付されます。これから、精神障害者保健福祉手帳を新たに申請する人、現在所持している手帳の更新申請をする人は、申請時に写真(縦4 x横3で 1年以内に撮影した上半身脱帽の写真)が必要です。手帳の有効期限が残っている人でも、希望する人は写真を貼付した手帳に変更することができます。

また、申請時に必要な書類として、これまでの診断書、障害基礎年金の証書の写しのほかに、新たに精神障害を事由とした特別障害給付金を受給していることを証明する書類の添付でも手帳が申請できることになりました。

問い合わせ先 市障害福祉課 271
9981番 FAX261767番

ご相談ください、あなたの地域の福祉サービス調整委員

市社会福祉課

福祉サービス調整委員は、市民の皆さんが、彦根市が提供する、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉などの福祉・介護サービスを利用するなかで発生した不満や苦情を、公平な立場で受け止め、サービス提供者との間に立って、解決のための話し合いをする人です。現在彦根市には、左の表の7人の委員がおります。

担当地区 (中学校区)	委員の名前
東中学校区	五味由紀子さん
南中学校区	寺村滋さん
西中学校区	野路井邦充さん
中央中学校区	長谷眞理子さん
鳥居本中学校区	畑喜久藏さん
彦根中学校区	吉崎彰さん
稲枝中学校区	大橋謙太郎さん

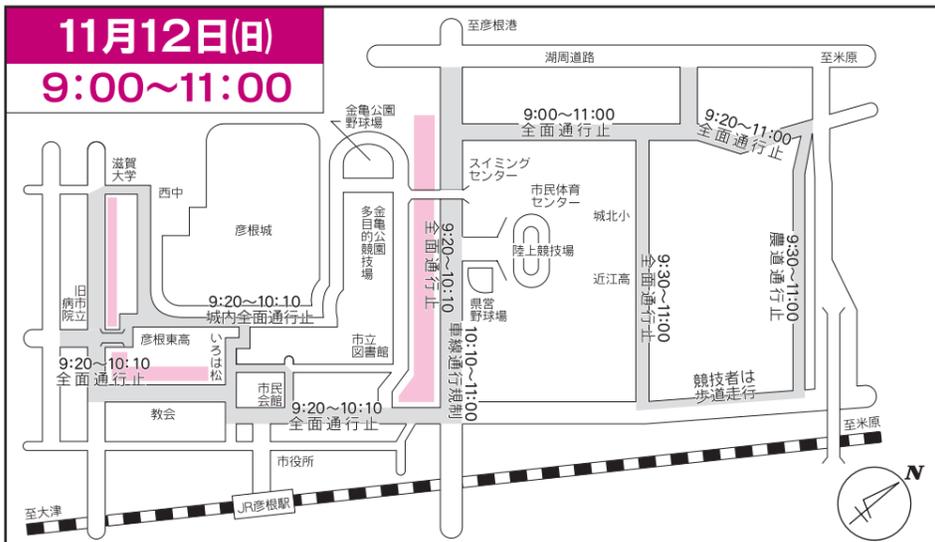
福祉サービス調整委員には守秘義務があり、相談内容は固く守られます。また、相談は無料です。困ったときにはぜひご相談ください。なお、それぞれの委員の連絡先については、市社会福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先 市社会福祉課 231
9590番 FAX261768番

第20回彦根シティマラソン

交通規制にご協力ください

問い合わせ先 彦根シティマラソン実行委員会事務局
(市教育委員会保健体育課内) ☎228871番



11月は年金月間です

滋賀社会保険事務局

年金は、老後だけではありません。「年金」といふ言葉を耳にしても、若い人は遠い将来のことと考えてしまうかもしれません。しかし、年金には老後に支給される「老齢基礎年金」のほかに、不慮の病気やケガが原因で、一定の障害の状態になった場合に支給される「障害基礎年金」や、妻や子どもを残して亡くなった場合に支給される「遺族基礎年金」があります。

と、これらの年金を受給できないことがあり、生活の支え失うことにもなりかねません。保険料は忘れずに納めましょう。

現況届による生存確認の方法が変わります

社会保険庁では、年金受給手続きの簡素化を進めるため、今後は住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の生存確認を行います。これによって、これまで年金受給者から毎年1回、誕生日に提出していた「年金受給権者現況届(はがき)」の提出が不要となります。この制度の対象となるのは

は12月生まれの人からです。なお、次の人についてはこれからも現況届の提出が必要となりますのでご注意ください。

- ・外国人登録をしている人
 - ・外国に居住している人
 - ・社会保険庁の保有情報と、住民基本台帳ネットワークシステムの情報が異なるため住民票コードが収録できない人
 - ・20歳以前の傷病が原因で障害基礎年金を受給している人
- 現況届の提出が不要となった人へは社会保険庁から通知が届きます。
- 今回、現況届が不要となるのは社会保険庁から支給される

踏切事故防止キャンペーン

11月1日～10日

市交通対策室

踏切事故は、ひとたび発生すると重大な事故になります。しかし、踏切事故のほとんどは、遮断機を突破や、警報を無視するといった、自動車の無謀運転や、運転操作の誤りが原因です。踏切の手前ではいったん止まって、前や左右の安全を確かめ、警報機が鳴り始めたら無理に横断するのはやめましょう。



キャンペーンキャラクター「ストップイ」

問い合わせ先 市交通対策室
3016134番、FAX24115
211番

その「ごみ」ちょっと待って!

—— 清掃センターからのお願い ——

第3回 それってホントにごみですか?

清掃センターでは、今年の9月に、市内の一部の集積所で、可燃ごみとして出されている古紙の量を調査しました。市の指定ごみ袋に入れて出される「可燃ごみ」と「古紙類(新聞・雑誌・ダンボール)」を別々に回収し、それぞれの重量を計測しました。その結果、この日可燃ごみとして収集した880のうち、「古紙類」の量は200にも達しました。可燃ごみとして捨てられているごみの約23%がリサイクルができる「古紙類」でした。

この数字を見て、みなさんはどのように感じますか。リサイクルされれば資源となる「古紙類」ですが、可燃ごみとして集積所に出されれば、可燃ごみとして焼却処分されます。「古紙類」を燃やさないで資源として活用すれば、リサイクルを推進するだけでなく、ごみの減量化と、それに伴う処理経費の節約にも大きく貢献します。また、ごみを減らすことは、環境への負荷を軽くし、次の世代に少しでもいい環境を引き継ぐことができます。

市民一人ひとりが少し努力をすれば、ごみを減らすことは可能です。ごみの減量とリサイクル推進のために、まずは、新聞や雑誌などの古紙類を、ごみの集積所ではなく、地域の自治会などが行っている、古紙の集団回収に出してください。



問い合わせ先 市清掃センター管理課
22-2734、
FAX24-7787

滋賀県最低賃金は
1時間
662円です

問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22-0654

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。1人でも労働者を使用している事業主は、賃金を1時間662円以上支払う必要があります。

11月は青少年健全育成強調月間です
たくましく伸びよう 伸びそう 湖国の子

「食事」は欠かせません。家庭のなかで、「朝・昼・夜の食事をしっかりとる」という意識を持つことが大切です。忙しくて朝食をとらなかつたり、食事の代わりにお菓子で済ませている子どもがいるようです。このような子どもは、栄養分が不足し

たり、ほかの食事のときに食べ過ぎたりするといった問題があらわれます。食事は、栄養をとるだけでなく、心を豊かにする役割も持っています。食事を欠かさず食べることが健全な青少年を育てる第一歩です。未来を担う青少年が、心も体も「豊かに成長」するように、規則正しい食事の習慣を身につけるようにしましょう。

「悪いことは悪い」と大人が教えましょう
最近「子どもたちの規範意識の低下」が目立ちます。食事の習慣と同じように、幼少時から身につけた有無が、規範意識の形成にも大きく影響します。子どもたちの成長のためにも、親や周囲の大人が、「悪いことは悪い」「周りの人が迷惑に思うことはしてはいけない」「ことをしっかりと教えましょう」と問いかけ先 園教育委員会青少年課 24-7971番、FAX 23-9190番

連載 子どもたちが危ない

第2回 不審者情報をチェックしよう

彦根市では、市内の不審者情報について、下記の方法で市民の皆さんにお知らせしています。地域の子どもの安全を守るため、危険箇所のチェックや、声かけ見守り活動などに活用してください。

彦根市ホームページ www.city.hikone.shiga.jp

彦根市ホームページのトップページの「トピックス」欄に、「子ども安全情報について」として、最新の不審者情報を掲載しています。

また、「詳細はこちら」をクリックすると4月からの不審者情報などを見ることができます。

エフエムひこねコミュニティ放送 78.2MHz

エフエムひこねコミュニティ放送では、10月から、その日を含めた過去2、3日の不審者情報を毎日放送しています。

番組名 彦根市子ども安全情報
放送日時 月～金曜日(祝日を除く)
17:00～

問い合わせ先 園教育委員会青少年課
24-7971、FAX23-9190



秋の火災予防運動 11月9日～15日

家庭・地域から火災をなくそう

今年、彦根市消防本部の管内では、家電製品などのたこ足配線や差込プラグにたまつたほこりから発火する火災や、たばこのポイ捨てによる火災が多く発生しています。また、放火では、家の外に燃えやすいものを置いていたり、施錠をしていなかったりする建物が狙われるケースが増えています。放火は犯罪ですが、「放火さげにくい環境」を作ること

火の用心 7つのポイント

- ストーブ** 燃えるものを近づけたり、消火せずに給油していませんか？
- 放火** 放火しにくい環境づくりを。家の周りに燃えやすいものを置いていませんか？
- たばこ** 投げ捨て、寝たばこは厳禁。「消したはず」にご注意を。
- ライター** にさわりたいもの。きちんと管理しましょう。
- コンロ** 火をつけたままその場を離れていませんか？
- たき火** 風の強い日に行いませんか？
- 電気器具** たこ足配線プラグの綿ほこりから出火することも。



消費生活相談窓口つうしん 第9回

こんな相談ありました!!

「契約と解約」 その2

☎22-1411 番内線173番



合意による解約
前回に引き続き、「契約と解約」についてお話しします。今回は「クーリングオフ」ができない場合」についてです。一度結んだ契約を解約するためには、原則的には契約相手の事業者に頼んで、解約の合意をもつしか方法はありません。ただし、その場合は受け取った商品などを返品した上に、事業者の要求する違約金を払わなければなりません。それは契約者(消費者)の自己都合による解約だからです。これを合意解約といいますが、

その契約に納得できない事情があったりする場合が見受けられます。このように、事業者の勧誘方法や契約の取り方に問題がある場合でも、合意解約しか認められないとしたら、消費者に一方的に不利な結果になります。このように問題を解決するため、平成13年に消費者契約法が施行され、同16年に特定商取引法の改正が行われました。これらの法律では、次に挙げるような不適切な勧誘を受けて契約した場合は、一定期間は契約を「取り消す」ことができるようになりました。(ただし、法律により様々な要件があります。)

「取り消し」ができる期間は、その場合は、それらのことに気がついたときから6ヶ月間、また、この場合は、勧誘員(事業者)から解放されたときから6ヶ月間です。なお、契約から5年を経過すると、「取り消し」はできません。

「取り消し」の方法は、取り消し理由を添え、契約を取り消す旨を文書にして、内容証明郵便や簡易書留などで事業者に通知します。「取り消し」後は、受け取っているものがあれば事業者に返し、払ったお金は返してもらいます。また、その契約で消費者が何か利益を受けていたら、その分を換金して支払います。この点がクーリングオフと異なる点です。

最後の手段

「取り消し」にも該当しない場合は、民法で対応する事もあります。しかし、そもそも民法では消費者にとって不利であった点を使いやすくしたものが消費者契約法であり、消費者を保護したものが特定商取引法なので、民法のみによる対応は最後の手段になります。



市内の国有地・県有地売却されます

国有地

- 所在地 和町12番1
地目(面積) 宅地(175.19)
入札日時 11月17日 午前11時
- 入札場所 滋賀労働局1階会議室
(大津市御幸町)
- 問い合わせ先 滋賀労働局総務課会計
第一係 0775226647番

県有地

- 所在地 八坂町字頭無1893番
物件番号1
1 外4筆
地目(面積) 宅地
(28,296.01)
- 所在地 芹橋一丁目74番
物件番号2
地目(面積) 宅地(189.45)
入札日時 11月21日 午前10時
- 所在地 芹橋一丁目5番
物件番号3
地目(面積) 宅地(704.82)
入札日時 11月21日 午前11時

入札参加申込期限 11月9日(土・日曜日と祝日を除く)
問い合わせ先 園総務部予算調整課
公有財産担当 077522813
1911番、FAX077522814
817番

こうなっています 彦根市職員の給与、人数など

第2回 職員の採用や処分などの状況

市職員の給与や、勤務時間などについて、10月15日号に引き続きお伝えします。

2回目の今回は、平成17年度における職員の採用状況や、休暇の取得状況のほか、職員の処分の状況についてお知らせします。

前年度の人事行政の運営などについては、広報ひこねと市ホームページで公開しているほか、人事課、支所、各出張所でも閲覧することができます。問い合わせ先 函 人事課 ☎30-6106、FAX22-1398

① 職員の採用の状況 (単位:人)

職種区分	採用者数		
	男性	女性	職種別計
一般行政職	2	1	3
消防職	4	0	4
保育士	0	2	2
医師	11	0	11
理学療法士	1	1	2
臨床工学技士	1	1	2
臨床検査技師	0	1	1
管理栄養士	0	1	1
看護師	2	61	63
幼稚園教諭	0	2	2
その他教育職	6	0	6
合計	27	70	97

② 職員の退職の状況 (単位:人)

理由	市長			教育	消防	合計
	一般会計	水道事業	病院事業			
定年	1	2	1	7	0	11
希望	9	0	7	2	3	21
死亡	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	0	0	0	0	1
普通	9	0	40	1	0	50
普通(復帰)	1	0	0	8	0	9
合計	21	2	48	18	3	92

(注) 1 理由の「普通」とは、「定年」「希望」「死亡」「懲戒免職」のどれにもあてはまらないもの。
2 理由の「普通(復帰)」とは県職員や教員などで、彦根市や彦根市教育委員会に派遣されていた人が、それぞれもとの職場に戻ったもの。

③ 競争試験の状況

試験区分	受験者数(人)			合格者数(人)			合格率(%)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
上級一般事務	103	48	151	3	1	4	2.6
保育士	1	30	31	0	4	4	12.9
初級消防	27	1	28	3	0	3	10.7
保健師	0	12	12	0	3	3	25.0
学芸員	30	11	41	1	0	1	2.4
身体障害者一般事務	7	2	9	1	1	2	22.2
臨床検査技師	3	12	15	0	1	1	6.7
臨床工学技士	4	4	8	0	1	1	12.5
看護師	2	57	59	2	54	56	94.9
管理栄養士	2	28	30	0	1	1	3.3
合計	179	205	384	10	66	76	

④ 選考の状況 (単位:人)

職種区分	採用者数		
	男性	女性	合計
一般事務	2	0	2
医師	13	1	14
看護師	0	1	1
合計	15	2	17



⑤ 職員の年次有給休暇の取得状況

一人当たりの平均取得日数	平均消化率(%)
9.5日	24.1

(注) 平成17年1月1日～同12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

⑥ 育児休業および部分休業の取得状況 (単位:人)

区分	育児休業取得状況		平成17年度中に新たに育児休業が可能となった職員の取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	0	0	26	0	0
女性	51	2	24	24	0
合計	51	2	50	24	0

⑦ 職員の処分の状況(分限処分者数) (単位:のべ人数)

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合		0	0			0
心身の故障の場合		0	0	30		30
職に必要な適格性を欠く場合		1	0			1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合				0		0
条例で定める事由による場合				0	0	0
合計		1	0	30	0	31

(注) 1 「分限処分」とは、表中の理由により、職員がその職責を果たすことができないことにより行なう処分です。
2 表中の斜線部は、それぞれの処分の事由において、その処分が存在しないことを意味します。

⑧ 職員の処分の状況(懲戒処分者数) (単位:人)

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係(給与の不正領得、受験採用虚偽行為など)		0	0	0	0	0
一般服務関係(職務専念義務違反、職務命令違反など)		2	2	0	0	4
一般非行関係(傷害などの刑法違反など)		0	0	0	1	1
収賄、横領関係		0	0	0	0	0
道路交通法違反		0	1	0	0	1
監督責任		0	0	0	0	0
合計		2	3	0	1	6

(注) 「懲戒処分」とは、職員が違法行為などを行ったときに受ける処分です。違反の度合いによって処分は異なります。

彦根市職員互助会について

職員互助会とは

公務員の福利厚生制度は、民間企業が従業員の勤労意欲を高めるなどの目的で、任意で支出する法定外福利費と同じ考え方で運営されています。

彦根市職員互助会は、職員の相互救済および福祉の増進を図るために、条例に基づいて組織された団体で、各種の給付事業や生活資金の貸付などを行っています。

職員互助会の財源と運営

彦根市では、職員がそれぞれの給料総額の1,000分の5を負担し、市が給料総額の1,000分の5を交付金として負担しています。これは近隣の自治体とほぼ同じ割合です。

職員互助会の事業は、社会情勢や、民間企業、国やほかの自治体との均衡などを十分に考慮して実施しています。彦根市では厳しい

財政状況に対応した新たな福利厚生制度となるよう、平成18年度中に給付事業の助成対象などを中心に見直しを行います。



おとこの生き方セミナー あなたが主役～地域を創る・地域で生きる～

内容 いきいきと地域づくりに取り組んでいる男性がいます。彼らの話を参考にして、仕事以外の人生を楽しみ、輝く自分を発見しましょう 日時 下の表のとおり 場所 男女共同参画センター「ウィズ」(平田町) 対象 市内に在住、在勤、在学する人 定員 各回50人(先着順) 受講料 200円(各回ごと) 申込期限 各回の前日まで 申込・問い合わせ先 男女共同参画センター「ウィズ」 24-3529 (FAX共用)

11月18日(出) 13:30～15:30

「地域を楽しもう！」

講師 山崎一真さん (NPO法人彦根景観フォーラム理事長)

12月 2日(出) 13:30～15:30

「団塊世代の挑戦&若者たちの挑戦」話&グルーストーク

講師 皆黒幸男さん (NPO法人「生涯啓発」理事長)
高見啓一さん (NPO法人FIELD専務理事)

12月16日(出) 13:30～15:30

「ガンバル彦根のおとこたち」パネルディスカッション

講師 大野紘一郎さん (彦根雨壺山・護林会会長)
有馬裕次さん (NPO法人芦川理事長)
尾田英昭さん (彦根おやじの会代表)

Re-Discovery & New-Creation
国宝・彦根城築城400年祭
期間:2007年3月21日(祝)～11月25日(日)

彦根仏壇伝統工芸士会

「ふれあいフェスティバル」

伝統工芸品である彦根仏壇と、彦根仏壇伝統工芸士会会員の作品展示や、彦根仏壇の製造過程の体験教室を行います。

体験教室参加者募集

日時 11月11日(出) 漆塗部門・蒔絵部門・金箔押部門
11月12日(日) 木地部門・宮殿部門・彫刻部門・鋳金具部門
※両日とも午前の部 10:00～12:00、
午後の部 14:00～16:00

場所 四番町ダイニング3階展示室(四番町スクエア内)
対象 小学生以上の人(小学生は保護者の同伴が必要です)
定員 各部門とも、午前の部、午後の部各10人(先着順)
受講料 無料
申込期限 11月8日(水)
申込・問い合わせ先 彦根仏壇工芸士会事務局
ふれあいフェスティバル担当
☎37-4379 (FAX共用)



市立ふれあいの館 リースを作ろう

内容 クリスマス用のリース作り 日時 11月18日 14:00～16:00 場所 市立ふれあいの館(八坂町) 対象 市内在住の幼児、小学生(幼児は保護者の同伴が必要です) 定員 20人(先着順) 参加費 500円(材料代) 申込・問い合わせ先 市立ふれあいの館 25-4452

彦根市立病院の糖尿病教室(後期)

糖尿病は病気に対する理解を深めることが治療効果を高めることにつながります。患者さん本人だけでなく、家族や糖尿病に関心のある人もぜひ参加してみてください。日時 11月24日 13:30～16:30 内容・講師 座ってできるらくちん体操(理学療法士)、あなたの足は大丈夫(皮膚科医師)、あなたの眼があぶない(眼科医師) 冬の食べ物～こんな食べ方は太る～(管理栄養士) 場所 市立病院3階 講堂 参加費 無料 問い合わせ先 彦根市立病院外来1ブロック 22-6050(内線1302) 問い合わせは、月～金曜日の13:00～17:00をお願いします。

第9回市場でチャレンジ 魚のさばき方教室

内容 魚(サバ・アジ)のさばき方 さばいた魚はお持ち帰りいただきます 日時 11月25日 13:00～16:00 場所 彦根総合地方卸売市場(安食中町) 定員 30人(申込者多数のときは抽選) 参加費 500円 持ち物 包丁 申込期限 11月14日(必着) 申込方法・問い合わせ先 はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて同市場(〒529-1152 安食中町327) 25-2518へ

協賛事業(支援事業)

「絵手紙で、彦根の初夏をつむぐ」

募集した絵手紙の展示を行うほか、講演会を開催します。

絵手紙大募集

テーマ 「400年祭・お祝いメッセージ」
応募規定 絵と文字が入ったオリジナルの絵手紙で、はがきサイズのもの(縦横の向き、色、紙質は自由)
募集期限 11月30日(木)(消印有効)
応募方法 絵手紙をポストに投函して郵送
その他 応募いただいた絵手紙は返却いたしません。
展示期間 平成19年3月21日(水祝)～5月20日(日)
展示会場 四番町スクエア街なかプラザ、夢京橋あかり館、俳遊館 など
応募・問い合わせ先 彦根観光協会「絵手紙係」(〒522-0001 尾末町1-51) ☎23-0001、FAX26-1919

国宝・彦根城築城400年祭前売り観覧券発売中!

※市民の皆さんには、半額割引券(一般セット券)を1世帯に2枚ずつ配布する予定です。

問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局 ☎30-6141、FAX22-1398
Eメール: mail@hikone-400th.jp、国宝・彦根城築城400年祭ホームページ: http://www.hikone-400th.jp/

「上・下水道使用水量のお知らせ」に掲載する広告を募集します

市営稲枝駅前駐車場の指定管理者を募集します

内容 次の施設について、指定管理者を募集しています
募集施設 市営稲枝駅前駐車場(稲枝町)
指定期間 平成19年5月1日～同22年3月31日まで
応募資格 法人などの団体であること(詳しくは募集要

項をご覧ください)
応募期間 11月20日(土)～日曜日と祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分
募集要項の配布期間 11月20日まで
その他 各施設の内容、応募資格などの詳細について

は公共交通対策室までお問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください
申込・問い合わせ先 公共交通対策室 3016134番、FAX 2415211番

(裏面) (表面)

「上・下水道使用水量のお知らせ」に掲載する広告の募集要項。表には料金表(基本料金、超過料金)と、裏面には「上・下水道使用水量のお知らせ」のフォーマットが示されています。また、広告スペースの寸法(横75mm、縦75mm)も記載されています。

広告の規格 「上・下水道使用水量のお知らせ」の裏面に、縦75×横75の大きさで掲載(上図)
「上・下水道使用水量のお知らせ」は、水道使用世帯などに年間6回届けられます
掲載期間 平成19年1月～同12月
募集広告数 1件(年間)
申込多数の場合は抽選
広告料 9万円(年間)
募集期間 11月20日(土)～日曜日と祝日を除く)
申込方法 広告の原稿を添えて水道部業務課に申し込んでください。
申込・問い合わせ先 水道部業務課 2212722番 FAX 2414054番



金時実紗子さん(鳥居本中学校1年)

ポスタ 中学生の部

シグナルに
気付くやさしさ
思いやり

森 浩志さん(ベストネ)

標語 一般の部

「はーとふるメッセージ2005」

はーとふるメッセージ2005
学校名・学年などはそれぞれ応募時のものです。

「はーとふるメッセージ2005」作品募集中! 詳しくは、「広報ひこね」7月1日号をご覧ください。 特選作品紹介 第7回

特選作品紹介 第7回

相談

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
行政書士無料相談会 相続手続相談	11月10日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117
こころの健康相談 一般相談	11月10日(金)・24日(金) 13:30~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします(予約制)
こころの健康相談 認知症相談	11月10日(金) 13:30~16:30		認知症の有無や程度、医療の必要性や、認知症高齢者への対応方法の指導などをします(予約制)
アルコール相談	11月30日(木) 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
行政相談	11月13日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
女性の人権ホットライン	11月13日(月)~同19日(日) 8:30~19:30 (土・日曜日は10:00~17:00)	電話による相談 (大津地方法務局)	夫・パートナーからの暴力(DV)や職場などでのセクシュアル・ハラメント、ストーカーといった女性をめぐる人権相談 大津地方法務局 ☎0570-070-810
人権相談	11月15日(水) 13:00~15:00	稲枝支所	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	11月15日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
登記表示登記相談	11月17日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
司法書士 無料法律相談	11月18日(土) 9:30~12:30	彦根勤労福祉会館 2階研修室	サラ金、クレジット、少額裁判関係などの法律相談(前日までに要予約) 司法書士総合相談センター彦根 ☎077-527-5576
滋賀弁護士会 法律相談	11月24日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、11月15日(水)午前8:30から先着6人) 相談料:1回5,250円(相談日当日にお支払いください) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
仕事、家庭、人間関係… 男女共同参画 ウイズ相談室 (総合相談)	毎週水・木・金曜日 (祝日を除く) 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウイズ」 (福祉保健センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、仕事や家庭、人間関係などに関するさまざまな悩みの相談に応じます。
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	11月27日(月) 13:00~16:00		臨床心理士が、こころのさまざまな相談に応じます(予約制) ※申込は水・木・金曜日13:00~16:00に、相談専用ダイヤルへ
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日を除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日 14:00~17:00	☎教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもの相談、わが子や孫の子育てで悩んでいる保護者の相談に応じます(電話相談)
彦根市立病院 医療相談	毎月第1・3木曜日(祝日を除く) 9:00~12:00	彦根市立病院2階 医療相談室 ☎22-6050	市民の医療にかかわる相談を広く受けるため、受診または療養に関する事などを担当のケースワーカーと看護師が相談に応じます

催し物

※特に記載のないときは無料です。

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
ウイズおやこ広場	11月11日(土) 10:00~11:30	男女共同参画センター「ウイズ」 (福祉保健センター前)	内容:親子で遊ぶ「ふれあい広場」を通じて、お母さんだけでなく、お父さんも子育ての楽しさを感じてください 対象:乳幼児(小学校就学前まで)と保護者 彦根市男女共同参画センター「ウイズ」☎・FAX24-3529
ファミリーコンサート	11月12日(日) 14:00~15:00	子どもセンター ☎・FAX28-3645	内容:「彦根JOYジュニアオーケストラ」による演奏会、紙芝居やハンドベル など
家族のつどい 「ほっこり」	11月14日(火) 13:30~15:30	福祉保健センター 2階小会議室	認知症などの家族を抱える介護者が、介護の情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。 地域包括支援センター☎23-9632、FAX26-1768
彦根自然観察の会	11月12日(日) 9:00~12:00	子どもセンター	内容:木の実、紅葉の観察 持ち物:筆記用具、雨具、野外での活動に適した服装など 参加費:100円(傷害保険料) 彦根自然観察の会事務局☎28-3867(渡邊方)
第1回 看護職員合同就業面接会	11月15日(水) 13:30~15:00	ビバシティ彦根2F (竹ヶ鼻町)	内容:職員採用予定のある施設などが、施設の概要や勤務条件などについて説明し、直接面接を行います。 滋賀県ナースセンター☎077-564-9494、FAX077-562-8998
彦根市民活動センター 情報交換会	11月15日(水) 18:00~21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター (金亀町) ☎24-4461	内容:NPO、ボランティアなどの活動をしている人、これから活動を始めてみたい人などのための情報交換の場 参加費:300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物)
彦根市ファミリー・サポート・センター 入会説明会	11月17日(金) 10:00~11:00 14:00~15:00	男女共同参画センターウイズ (福祉保健センター前)	必ず前日までに予約してください(電話可、託児あり) ☎ファミリー・サポート・センター☎24-3920(FAX共用) ※彦根市ファミリー・サポート・センターは、育児・介護の援助をしたい人と受けたい人が有料で助け合う会員組織です
むかしばなしを聞こう	11月18日(土) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内容:昔話などを「語り」でします 小学1年生以下 14:00~、小学2年生以上 14:40~ 彦根おはなしを語る会
彦根朝市	11月19日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	販売品:新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者:彦根朝市組合 ☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
和紙折り紙教室	11月19日(日) 13:00~	自然の布館よりーな (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ:干支(えと)亥(いのしし) 講師:野村和子さん 材料費:1,500円 持ち物:はさみ、定規、ボンド、竹べら 定員:30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
芹川エコサイクリング	11月19日(日) 9:00~14:30	芹川溪流(多賀町) (野鳥の森駐車場へ8:50まで 自転車で集合)	内容:紅葉の芹川溪流のサイクリングと自然観察 持ち物:お弁当、お茶、タオル、帽子 芹川自然観察の会☎26-0510(平松方)
彦根児童合唱団 第38回定期演奏会	11月23日(木・祝) 15:30~	ひこね市文化プラザ エコホール	内容:わらべうた、Blive、ミュージカル「オズの魔法使い」ほか 入場料:大人500円、小人300円(共に当日50円増) 富田美穂☎077-575-1209
土地に親しみ、土を描く作品展	11月30日(木)まで 8:30~17:30	高宮駅コミュニティセンターギャラリー (高宮町)	内容:古川和夫氏による絵画作品 高宮駅コミュニティセンター運営委員会☎22-5421(杉山方)

市立病院の診療科を紹介します

このような場合、放置することなく、ぜひ、一度受診するようにしてください。前立腺癌や膀胱癌などの病気も、早期に発見し、治療することによって、治療成績が向上しています。また最近では、尿路結石について



ESWL (体外衝撃波尿路結石破碎装置)

泌尿器科では原則として腎・泌尿器疾患のすべてを診療の対象としています。特に、尿路性器の悪性腫瘍・炎症・奇形、尿路結石症、排尿障害(前立腺肥大症、神経因性膀胱など)、腎不全、男性不妊症などです。泌尿器関係の病気の兆候は、肉眼でも判る血尿が出る、尿が近い、出にくい、漏れる、出るときに痛いといった症状のほか、背中やお腹に急に疼痛を覚えるといったものがあります。また、自覚症状が無くて、検診で血尿、あるいは蛋白尿を指摘されることもあります。

でも、ESWL(体外衝撃波尿路結石破碎装置)を導入した結果、手術は激減しています。このほか、検査技術の向上などにより、小児の停留精巣も、昔よりも発見されることが多くなっています。当科では、正確な診断はもとより、それぞれの人に適した治療方法を選択するように努めています。安心して、ぬくもりのある診療を目標に掲げて、皆様のお役に立ちたいと願っています。

第6回 泌尿器科 病院をのぞいてみよう

市立病院企画経営課
☎22-6050番、
FAX26-0754番



市民活動フォーラム

日時 11月18日 10:00~17:00 19日 10:00~16:00
場所 橋本商店街、橋本センターパーキング
内容 木炭自動車試乗会、自転車タクシー試乗会、足湯体験 など

市民活動フォーラム記念講演

基調講演「地域で子育てをしよう！」
講師 松嶋秀明さん(滋賀県立大学講師)
パネルディスカッション
日時 11月18日 13:30~15:30
場所 夏川記念会館(京町二丁目)
参加料 無料
申込方法 11月10日 までに、電話、ファクス、Eメールで申し込んでください。

申込・問い合わせ先 彦根青年会議所 22-7522、
FAX22-9018、Eメール: hikonejc@pop.biwako.ne.jp

新成人のつどい

日時・内容 平成19年1月7日
9:30~ 受付
10:30~11:30 成人式典・
祝賀記念交歓会

場所 ひこね市文化プラザ グランドホール
対象 昭和61年4月2日~同62年4月1日生まれの人
11月1日現在で、市内に住民登録のある新成人には、12月中旬に案内状を送付します。1月4日になっても案内状が届かないときには連絡してください。市外在住で、本市の「つどい」に参加を希望する人は、11月中に下記まで連絡してください。(案内状を送付します。)
案内状をなくした人は、当日の会場受付で申し出てください。

問い合わせ先 ☎教育委員会生涯学習課
24-7971、FAX23-9190



健康管理だより

☎健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870



ひこね元気計画21
マスコットキャラクター
“コンキークン”

予 防 接 種

— BCG接種 —

対 象 ●接種当日満3か月以上満6か月未満児

実施日	対 象
12月13日(水)	・平成18年8月30日～9月13日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児
12月26日(火)	・平成18年9月14日～9月26日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児

受付時間 13:10～14:10

場 所 福祉保健センター

※結核予防法の改正により、平成17年4月より定期BCG予防接種は満6か月未満児が対象です。当日満3か月未満または満6か月以上になる月齢のお子さんは受けられません。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかった人は、任意接種となり有料になりますのでご注意ください。

漆塗り職人の御仏壇

天然漆、手塗りにこだわり続けて30数年、今も昔ながらの製法で仏壇作りをしています。職人の目で素材を厳選していますので価格と品質には絶対の自信があります。お仏壇の修復も是非当店にお任せください。

4尺伝統的工芸品 ... ¥ 3,400,000 (仏具税)

4尺御仏壇お洗濯 ... ¥ 1,350,000

新製品情報

今回当店オリジナル商品として総屋久杉の御仏壇を開発しました。全ての部品を入手困難な屋久杉で仕上げました。当店展示場にて是非ご覧ください。

2尺総屋久杉御仏壇 ... ¥ 2,500,000 (仏具税)

漆塗りの澤仏壇店 〒522-0033 彦根市丹川町1463-23 TEL. FAX 0749-23-4936

すくすく ベイビー



ハローベビー教室

●第1コース(助産師を囲んで)
日 時 12月4日(月)13:30～15:30 (受付は13:15～13:30)
場 所 福祉保健センター別館2階
対 象 妊娠16週以降の妊婦
持 ち 物 母子健康手帳

●第2コース(歯科健診と歯みがき教室)
日 時 12月21日(木)13:30～15:30 (受付は13:15～13:30)
場 所 福祉保健センター別館2階 (いつもと場所が異なりますのでご注意ください。)
対 象 妊娠16週以降の妊婦
持 ち 物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳



らくらく禁煙相談

禁煙に対する不安や疑問を取り除き、効果的な禁煙方法をアドバイスします。
日 時 12月13日(水) 9:00～11:40
場 所 福祉保健センター
定 員 6人(先着順、予約制)
内 容
●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺中の汚れ度をチェック
●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコチン依存度をチェック
●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別相談(1人30分程度)

子育てホットライン 26-0192

月～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00



広報ひこね

広告募集中

彦根市では「広報ひこね」に掲載する広告を募集しています。
規格 縦98.25mm×横57mm
毎月1日号に最大6枠掲載
広告料 1枠30,000円(1号に最大2枠まで申し込みます)
申込方法 発行日の1か月前までに原稿を添えて、市情報政策課にお申し込みください。審査のうえ掲載決定後、版下(印刷に使う完全な原稿)を提出してください。
問い合わせ先 同課 ☎30-6103、FAX22-1398



健康管理だより



65歳以上の人の 高齢者インフルエンザ予防接種

対象者 (1)彦根市に住民登録、または外国人登録のある接種当日満65歳以上の人
(2)市から連絡がある人

(接種当日満60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓または呼吸器の機能障害により、日常生活が極度に制限される程度の障害のある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能が日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある人)

実施方法 医療機関によって予約が必要です。事前に必ず医療機関へお尋ねください。なお、接種を受けるためには本人の希望が必要です。

料 金 4,000円(うち1,200円を医療機関窓口でお支払いください。)

接種回数 1回接種

実施場所 指定医療機関(広報ひこね10月1日号17ページ)をご覧ください。か、☎健康管理課にお問い合わせください。

実施(申込受付)期間 12月28日(木)まで (実施日程を必ず事前にご確認ください。)

受けることができない人

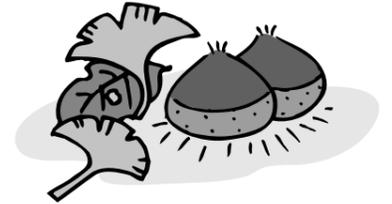
- ①明らかに発熱のある人
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことが明らかな人

- ④インフルエンザ予防接種後、2日以内に発熱があった人、および全身湿疹などのアレルギーを疑う症状があった人
- ⑤過去に免疫不全の診断を受けた人
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

その他

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がづくまでに約2週間程度かかり、効果は約5か月間続くといわれています。インフルエンザが流行する前までに受けておくことをおすすめします。

なお、施設に入所しているなど、やむを得ない事情により指定医療機関で接種が困難な場合は、事前に☎健康管理課(☎24-0816、FAX24-5870)にお問い合わせください。



動く図書館 たちばな号

巡回日程【11月後半】 市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時 間
16日	清 崎 町 浄 宗 寺	13:30
	亀 山 ニ ュ ー タ ウ ン	14:20
	日 夏 ニ ュ ー タ ウ ン 第 2 期 集 会 所 前	15:10
17日	開 出 今 菅 原 神 社	13:20
	蔵 の 町 団 地 中 央	14:10
	開 出 今 第 2 団 地 (市 立 病 院 前)	15:00
21日	平 田 町 大 沢 高 岸 B 公 園	11:00
	西 今 町 松 田 団 地	13:20
	西 今 町 伊 庭 団 地	14:10
22日	若 葉 小 学 校 東 門	15:00
	稲 里 町 公 民 館	13:30
	稲 枝 地 区 公 民 館 前	14:20
24日	千 鳥 ケ 丘 会 館 横	13:15
	岡 町 東 光 寺 前	14:00
	平 田 町 明 照 寺 前	14:50
28日	大 藪 町 農 業 倉 庫	13:20
	下 後 三 条 説 教 場	14:10
	中 藪 一 丁 目 白 山 神 社	15:00
29日	新 海 町 公 民 館	13:30
	田 附 町 公 民 館	14:20
	本 庄 町 公 民 館	15:10
30日	普 光 寺 町 (東 ノ 辻 広 場)	11:00
	彦 富 町 公 民 館	13:10
	金 沢 町 公 民 館	14:00
	港 屋 駐 車 場 東	14:50

駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

図書館休館日 20日、23日(木祝)、27日
11月後半

し尿収集予定日 11月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



16日	日夏、亀山地区、稲枝(東) 稲部(稲部東) 野良田、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、肥田(西肥田)
17日	鳥居本地区、日夏、亀山地区、柳川、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部) 稲里、肥田(西肥田) 金沢
20日	鳥居本地区、岡、西沼波(東部を除く) 東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、亀山地区、稲部(稲部南) 金沢
21日	鳥居本地区、東沼波、大堀、錦(第2・3部) 河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、河瀬地区、彦富、稲部(稲部南)
22日	鳥居本地区、古沢、松原(四ツ川を除く) 高宮地区、河瀬地区、金田、上岡部、下岡部、彦富
24日	河瀬地区、高宮地区、亀山地区、彦富(笹田団地)
27日	河瀬地区、高宮地区
28日	河瀬地区、高宮地区
29日	河瀬地区、高宮地区
30日	幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ツ川) 野田山、正法寺、地蔵、原(原西団地) 西沼波(東部) 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部) 芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目一部を含む) 三津

この「広報ひこね」は41,450部作成し、1部当たりの単価は15円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

表紙写真企画

—彦根城再発見—
400年目の出会い
第10回 楽々園(名勝)

楽々園は、玄宮園とともに彦根藩4代藩主井伊直興により建立された彦根藩の下屋敷で、槻御殿と呼ばれていました。現在は、建物部分を楽々園、庭園部分を玄宮園と呼び分けています。

槻御殿の建っている場所は、松原内湖に面した広大な干拓地でした。江戸時代初期には、重臣の川手主水の屋敷があったとも伝えられていますが、下屋敷の普請にあたり、大規模な拡張工事を行ったと考えられ、その敷地面積は藩庁であった表御殿(現在の彦根城博物館)をはるかに凌駕しています。

井伊直興亡き後、儉約令などにより楽々園の建物は縮小気味に推移することが多かったと考えられますが、文化10年(1813)の11代藩主井伊直中の隠居に際して大規模な増改築が行なわれ、その後間もなく楽々園は最大規模に膨らみました。その大きさは現在の建物のおよそ10倍もありました。現存する「御書院」も、その際に新築されたもので、御書院に面して新たに「庭園」が築かれました。現在、枯山水となっている庭園がそれですが、古絵図を見ると満々と水をたたえています。

御書院の奥はしだいに渓谷の風情をなし、「地震の間」「楽々の間」などへと連なります。地震の間は耐震構造の建物であるため今日そのように呼ばれていますが、当時は茶の湯に用いる「茶座敷」でした。楽々の間も同様に数寄屋建築であり、12代藩主井伊直亮により、地震の間のさらに奥に増築されました。「楽々園」の名の由来ともなった建物であり、煎茶の茶室として近年注目されています。



人口と世帯数
平成18年10月1日現在

人口	110,860人 (+180)
男	54,522人 (+94)
女	56,338人 (+86)
世帯数	41,414世帯(+140)

()内は前月との比較



Re-Discovery & New-Creation

国宝・彦根城築城400年祭

期間：2007年3月21日(祝)～11月25日(日)

国宝・彦根城築城400年祭
協賛事業を募集します

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会では、築城400年祭開催期間中の協賛事業を次のとおり募集します。

支援事業(第2回)

内容 市内に活動拠点を置く団体、事業所、サークルなどが、築城400年祭を盛り上げるために行う、創意と工夫を凝らした事業に支援金を交付します。



対象期間 平成19年3月21日(水・祝)

～平成19年11月25日 の間に開催する事業

支援金の額 対象経費の2分の1で、10万円～25万円(対象経費が20万円以上の事業を対象とし、支援対象経費の上限は50万円とします。)

応募締切 12月28日

申込方法 事業の企画書を同実行委員会事務局に提出してください。企画書の内容を審査の上、支援事業を決定します。



後援事業

内容 市内に活動拠点を置く団体、事業所、サークルなどが、築城400年祭に関連した事業を行うときに同実行委員会の後援名義の使用を許可します。

対象期間 平成19年11月25日 までの間に開催する事業

申込方法 申請書に必要事項を記入の上、同事務局に提出してください。

支援事業の企画書、後援事業の申請書の様式は同事務局にあります。また、築城400年祭ホームページからもダウンロードできます。

応募・問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局(〒522-8501 彦根城築城400年祭推進室内)

30-6141、FAX22-1398、

ホームページ：<http://www.hikone-400th.jp/>、Eメール：mail@hikone-400th.jp